

海区漁場計画の変更に伴う意見公募について（概要）

1. 概要

- 海面における養殖業は、区画漁業権に基づくものでなければ営むことはできません（漁業法第68条）。
- また、漁業権の内容は、都道府県知事が定める海区漁場計画において決定されているため、新規設定や変更を加える場合は、計画を変更する必要があります。
- そして、海区漁場計画を変更するときは、漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聞く必要があります（漁業法第64条）。
- 今回、漁業権の区域の変更及び新たに養殖業を営みたいという漁業者からの要望を受け、海区漁場計画を変更し、区画漁業権の変更及び新規設定を行うものです。

2. 計画変更の内容

- 新規：4件、変更：2件

（内訳）

区分	漁場計画番号	漁業の名称(主な魚種)	漁場の位置
変更	区第 3541 号	貝類養殖業（かき）	佐伯市大字片神浦の地先
変更	区第 4334 号	魚類小割式養殖業（ぶり）	佐伯市米水津大字竹野浦の地先
新規	区第 640 号	貝類養殖業（かき）	豊後高田市香々地の地先
新規	区第 641 号	貝類養殖業（かき）	豊後高田市見目の地先
新規	区第 3341 号	貝類養殖業（かき）	佐伯市大字護江字風無の地先
新規	区第 4340 号	貝類養殖業（かき）	佐伯市米水津大字竹野浦の地先